

事業再生に資する銀行法（5%ルール）改正

平成 25 年 4 月 16 日に今通常国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案では、銀行法の改正が予定されており、銀行等による議決権保有規制（いわゆる 5%ルール）の緩和が盛り込まれています。

銀行法上の 5%ルールとは、銀行業務の健全性を確保するためのルールであり（銀行法 1）、銀行とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して 5%を超えて保有することが原則禁止されています（銀行法 16 条の 3 第 1 項）。

ただし例外として、合理的な経営改善計画に基づく DES（デット・エクイティ・スワップ）の場合には、銀行等は最長 1 年間、100%まで議決権を保有することができ、5%を超える部分の議決権を遅くとも経営改善計画終了後速やかに処分することを条件に内閣総理大臣の承認を受けた場合には、1 年を超えて 50%まで議決権を保有することができます（銀行法 16 条の 3 第 2 項、3 項、同施行規則 17 条の 6 第 1 項 3 号、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-8）。

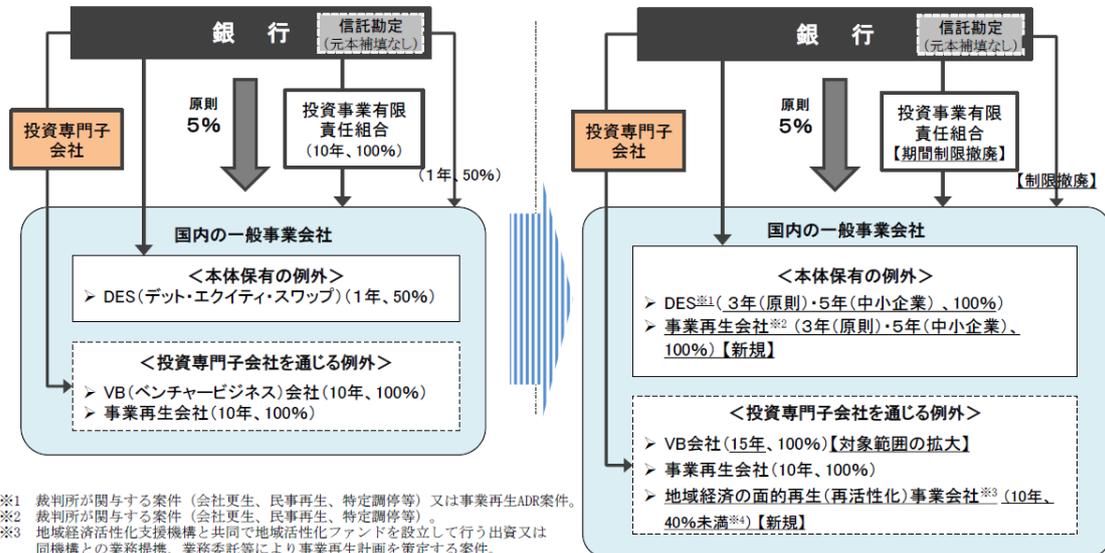
また、銀行等の投資専門子会社を通じた場合には、一定のベンチャービジネス会社や一定の事業再生会社の議決権を最長 10 年間、100%まで保有することができます（銀行法 16 条の 3 第 7 項、同施行規則 17 条の 2 第 6 項～8 項）。

改正法案や金融庁資料によれば、今回の改正では、5%ルールの原則的な取扱いは変わりませんが、銀行等が取引先会社を資本面で支援し再生を手助けすることを目的として、例外的な取扱いの適用範囲が拡大され、合理的な経営改善計画に基づく DES の場合には、保有期間が 3 年間（中小企業の場合は 5 年間）に延長されるとともに、投資専門子会社を通じていなくても、最長 3 年間（中小企業の場合は最長 5 年間）は一定の事業再生会社の議決権を 100%まで保有することができるようになります。

ただし、DES の場合には会社更生、民事再生、特定調停等の裁判所が関与する案件又は事業再生 ADR 案件に、一定の事業再生会社の議決権の保有については裁判所が関与する案件に限られるようです。また、投資専門子会社を通じた保有についても、一定のベンチャービジネス会社の議決権の保有期間が 15 年間に延長されるとともに、地域の面的再生（再活性化）に資すると認められる一定の事業会社も適用対象に加えられています。

銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

- 銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5% (※) を超えて保有することは原則として禁止されている。
 (※) 銀行持株会社の場合は15%、協同組織金融機関の場合は10%。
 ⇒ 銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本金の供給をより柔軟に行い得るようにする。



※1 裁判所が関与する案件 (会社更生、民事再生、特定調停等) 又は事業再生ADR案件。
 ※2 裁判所が関与する案件 (会社更生、民事再生、特定調停等)。
 ※3 地域経済活性化支援機構と共同で地域活性化ファンドを設立して行う出資又は同機構との業務提携、業務委託等により事業再生計画を策定する案件。
 ※4 連結基準を適用する場合の実質支配力基準に該当しない場合は、50%未満。

(金融庁資料より)

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。